

EC市場統合と「領域性」

— ECの国際機構的位置づけについて —

大 谷 良 雄

一 序

二 「共同体領域」概念の展開

三 「共同体領域」概念の法的性格

四 「共同体領域」概念とECの国際機構的位置づけ

五 結語

一 序

一九九二年一月三十一日に完成が予定されているEC域内市場の統合は、EC委員会により一九八五年六月に発表された「域内市場統合白書」⁽¹⁾にもとづいて、「国境のないヨーロッパ」の実現を目指して、現在、EC構成国間において存在する物理的国境の除去、技術的国境の

除去、財政的国境の除去等⁽²⁾を基本的な内容としている。EEC(ヨーロッパ経済共同体)を創設した一九五八年のローマ条約には、すでに、人・物・役務(サービス)・資本の自由移動と各種共通政策の実施を内容とした共同市場の実現について規定されているが、今回の域内市場統合の計画は、共同市場の完成の遅れを取り戻すための起死回生の手段として実施されるもので、その結果、EC域内に全体として強固な「地域的一体性」(Unité régionale)をつくりだすことになる。本稿は、ECの市場統合にもなつて生ずるこの「地域的一体性」の法的性格について検討し⁽³⁾、ECの国際機構的位置づけについて考察することを目的とする⁽⁴⁾。

(1) Commission des Communautés Euro péennes, *L'ACHEVEMENT DU MARCHÉ INTERIEUR*. Livre blanc de la Commission à l'intention du Conseil européen, juin 1985. EC 首脳理事会 (le Conseil européen) は、一九八二年のコンメンターゲン以来繰り返し域内市場の強化統合について述べているが、EC 委員会の「域内市場統合白書」は、直接には一九八五年三月末のブリュッセルにおける首脳理事会の宣言をうけて作成されたものである。

(2) 「市場統合白書」仏語版に「*des frontières physiques, des frontières techniques, des frontières fiscales*」と「*frontière*」(境界) という表現を用いながら、同英語版に「*physical frontiers, technical barriers, fiscal barriers*」と「*frontier* (国境) と *barrier* (障壁)」をつかい分けている。なお、邦語訳ではいずれにも「障壁」の語をあてているが、本稿では仏語版の用語法を用いる。

(3) この観点からの研究は、現在までのところきわめて少ないが、筆者の知るかぎり唯一指摘し得るのは次の論文である。Jean GROUX, 《Territorialité》 et droit communautaire, *Rev. trim. dr. europ.* 23 (1), janv. — mars 1987, pp. 5—33.

(4) 筆者の基本的な立場は、EC を従来の国際機構とは異質のものとしてとらえるものである。その理由のひとつとして、すでに、次の点を指摘している。「従来の国際機構

には国家領域に相当するものは存在しないが、EC に関しては、構成国の国家領域が全体として(現時点では経済的観点にのみ限定されるけれども)ある程度 EC の領域的性格を帯びていることである(共通漁業政策の実施や共通バスポートの交付ということからもこの点はおかがわれる)」。大谷良雄『概説 EC 法—新しいヨーロッパ法秩序の形成』(有斐閣、昭和五七年)一一頁。本稿はこの点に関する若干の補強を目的とする。

二 「共同体領域」概念の展開

(一) EC 域内市場統合と「地域的一体性」ローマ条約に規定されている共同市場の基本的構造は、構成国間の関税同盟を基礎として人・物・役務・資本の域内自由移動と各種の共通政策の実施を組み合わせたものである⁽⁵⁾。一九九二年末に完成が予定される EC 市場統合とは、ローマ条約に規定されている共同市場の理念を現実に完成することを意味するにほかならない⁽⁶⁾。共同市場の完成を意味する EC 域内市場統合は、結果として、対内的及び対外的の両面において構成国間に「地域的一体性」を生み出すことになる。

(a) EC 域内の対内的一体性 EC 域内市場の統合

は、「国境のないヨーロッパ」を目指していることもわかるかとおり、各構成国間の国家領域的側面を部分的に消滅させ、域内全体に国境のないひとつ空間 (*un espace sans frontières intérieures*) をつくりだすことを目的とし、これは、すべての構成国に所定の分野で同一規範 (*la même norme*) の適用を義務づけ、この同一規範の適用範囲がEC全域に及ぶことを意味する。⁽⁷⁾ まず、物理的国境の除去の面において、EC域内における関税及び輸入数量制限の撤廃、出入国管理 (パスポート・コントロール) の緩和による個人に移動自由化、域内道路輸送の自由化、動植物に対する検疫等が緩和、撤廃、廃止されることにより、EC域内全域に人と物資の自由な移動により物理的側面における地域的一体性が生まれる。そして、技術的国境の除去の面において現実の国境における物理的障壁以外に構成国の内部に存在する各種の障壁の除去、たとえば、製品の技術基準 (安全基準、衛生・環境基準、消費者保護基準等) の統一化、政府調達の解放、職業資格の統一化と相互承認による労働及び専門的職業の移動自由化、国境を越えた企業の提携を容易にするための会社法の統一化、銀行業務の自由化による資本

の自由移動、あらゆる輸送形態 (道路、鉄道、内陸水路、海上輸送、航空) における規制の除去等による地域的一体性の実現がある。さらに、財政的国境の除去の面における付加価値税、個別消費税等税率の差に起因する障壁の撤廃など税制上の地域的一体性がある。以上の対内的一体性の結果、域内市場における構成国間の人・物・役務・資本の自由な移動は、必然的に飛躍的なものとなり、⁽⁸⁾ その及ぼす経済的効果は絶大なものとなるだろう。又、域内市場の統合による対内的一体性は、必然的に、域外の第三国とその国民に対して影響を及ぼす。たとえば、関税、数量制限、及びそれと同等の効果をもつ措置の撤廃は、域外第三国の製品がひとたび域内市場に流入が可能となった場合には、つまり、域内市場において「自由流通状態 (*libre pratique*)」におかれた場合には、域外製品といえども、域内製品と同等の流通効果をもつことになる。⁽⁹⁾ そのため、域外製品が域内に流入するさいの統一された障壁の高さはどの程度かという点が今後の問題となるであろう。

(b) EC域外への対外的一体性 域内市場の統合は、又、EC域外に対して唯一の国境をもつひとつの空間

(un espace pourvu d'une seule frontière extérieure) をつくりだす。これは、限定された分野においてではあるが、域外の第三国に対しても統一されたひとつの共通の規範が適用されることであり、対外的一体性が生まれることを意味する。⁽¹⁰⁾ EC委員会による「域内市場統合白書」は、専ら対内的一体性の側面についてのみ述べており、その対外的一体性の側面については言及をしていない。しかしながら、その必然的帰結として、まず、次の点を指摘しておかなければならない。第一に、域内構成国間の物理的国境が除去されることにより、域外の第三国とその国民に対しては単一の拡大された物理的国境が設定されることになる。これは関税同盟のひとつの帰結として対内関税の撤廃と共に対外共通関税が設定されるのと同じ論理である。域外国に対する単一の物理的国境においては、当然に、関税、出入国管理、検疫等の国境における国家の権限事項が行われることになるだろう。第二に、域内構成国間の技術的国境が除去されることにより、又、第三に、財政的国境が除去されることにより、その結果として、それぞれに対応した単一の拡大された国境が設定されることになるのは、論理の必然である。

一九八五年に EC 委員会によって発表された「域内市場統合白書」には、域内市場統合のプログラムについては、きわめて詳細な規定があるが、その結果必然的に生ずるであろう対外的に拡大された単一の「国境」がどのようなものになるかという点については全く言及がなされていない。一九九二年末の市場統合の完成に向けて、この点が今後の最大の問題となるであろう。⁽¹¹⁾

(一)「地域的一体性」と「共同体領域」概念 EC の地域的一体性を示す概念として、EC 裁判所は、すでに、しばしば「共同体領域」(Le territoire de la Communauté) という表現を用いている。EC 裁判所は、この表現を「EC 法の適用される場所的範囲」という意味で用いているが、EC の市場統合が進行している現在、この表現は、本来の国家領域概念との関連で些か重要な意味を帯びてくると思われる。⁽¹²⁾ ローマ条約二二七条は、この条約の適用範囲について述べ、その一項において、「この条約は、ベルギー王国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、スペイン王国、フランス共和国、アイルランド、イタリア共和国、ルクセンブルク大公国、オランダ王国、ポルトガル共和国及びグレート・

ブリテン及び北部アイルランド連合王国に適用される」と規定しており、これが、今後、実質的に、EC市場統合の地理的範囲を規定する。そして、これらEC構成国の国家領域の全体にわたって市場統合という形の対内的一体性と対外的一体性が生まれることになる。ここに生まれる地域的一体性をひとつの「共同体領域」としてとらえるとするならば、この「共同体領域」とは、法的にどのような性格のものとなるか。

(5) 関税同盟は、ローマ条約上、一九五八年から一九七〇年までの期間を三段階の過渡期に分けて漸次完成すると規定されているが、現実には、予定よりも一年半早く一九六八年七月一日までに完成した。しかし、人・物・役務・資本の域内自由移動と各種の共通政策の実施は、予期した速度では進展しなかった。

(6) したがって、センセーションナルに伝えられるEC域内市場統合の経済的効果ほど、その法制度面での改革は、一九八七年七月に発効した単一欧州議定書によるローマ条約の若干の機構的改正(たとえば、欧州議会の権限の軽度の強化や下級裁判所の設置など)を除けば、さほど大きなものではない。理事会における特定多数決の制度についても、一九六七年の「ルクセンブルグの妥協」以来全会一致が慣行的に原則とされていたが、ローマ条約一四八条に当初か

ら規定されているものである。しかし、ローマ条約に規定されている理念や条項が現実には実施されることの法的意義はきわめて大きく、本稿はその観点からの論考である。なお、EC市場統合の法的側面については、一九八八年三月二五日、バリ・ヒルトン・ホテルにおいて「建設途上のEC法」と題する国際シンポジウムが開催された。 *Journées d'information sur 1902. «Le droit communautaire en construction», Paris, 25 mars 1988. Jupier.*

(7) J. Groux, op. cit., p. 25.

(8) ハオロ・チャッキーニ『EC市場統合・一九九二年―域内市場完成の利益』(田中素香訳、東洋経済新報社、昭和六三年)参照。Paolo Cecchini, 1992: *LE DEFI. Nouvelles données économiques de l'Europe sans frontières*, Flammarion-Paris, 1988. Paul Remits, 1992: *L'Europe et la libre circulation des marchandises*, Performa-Paris, 1988. Louis Reboud, *L'achèvement du marché intérieur européen. Signification et exigences*. Economica, 1987.

(9) J. Groux, op. cit., p. 27.

(10) *Ibid.*, p. 29.

(11) 一九九二年末の域内市場統合以後の対外共通関税に関する文獻がある。Jean-Raymond Nassiet, *La réglementation douanière européenne*, Jupitar 1988.

(12) たとえば、EC裁判所がこの表現を用いた早い時期のものとしては、Walrave事件がある。Affaire 36/74, *Rec.*

C. J. C. E. p. 1405. 又、ノランヌの最上級裁判所の一つの破産院 (la Cour de Cassation) も、一九八四年五月の EC 裁判所の先行判決をそのまま援用して、一九八五年五月の Kloop 事件にもこの「共同体領域」という表現を用いた。¹² Ordre des avocats au barreau de Paris c/ M. Onno Kloop Avocat au barreau de Dusseldorf, Arrêt de la Cour de Cassation (1er Ch. civ.) du 15 janvier 1985. R. T. D. E. 1985. N 2, p. 420.

(13) Kloop 事件におおむね、EC 裁判所もノランヌ破産院もすでに、EC 構成国の領域を全体としてひとつの空間的範囲とみて「共同体領域」という表現を用いている。

(14) 本条の詳細な解釈については、次の二つのコメントを参照。M. Waalbroeck, J.-V. Louis, D. Vignes, et J.-L. Dewost, *La droit de la Communauté économique européenne*, vol. 15 (dispositions générales et finales), Edition de l'Université de Bruxelles 1987, pp. 474—495. H. smit and P. E. Herzog, *The Law of European Economic Community. A Commentary on the EEC treaty*, vol. 5, Matthew Bender 1976, pp. 204—216.

三 「共同体領域」概念の法的性格

(一) 国際機構と「領域」概念 一般的に、国家間の協力を目的とする国際機構には、その所在国との本部協

定にもとづく本部建物とその敷地があるのみで、固有の領域は存在しない。一九八六年の「国家と国際機構間もしくは国際機構相互間の条約に関するウィーン条約」第二九条は、「条約の領域的適用」について述べ、「もししくは複数の国家と一もしくは複数の国際機構との条約は、その領域全体に対して各当事国を拘束する」と規定している。¹⁵ その起草段階において、国際法委員会は、これらの条約の一方の当事者たる国際機構に関してこの「領域的適用 (l'application territoriale)」の文言は、「どのように理解すべきか」という問題を提起した。この点に関して、同委員会委員で特別報告者のルテール教授は次のように述べている。「この文言は、当該国際機構が国家の領域に類似の領域をもつということを意味するものではないことを十分に理解すべきである。たとえば、X という関税同盟について述べる場合、『X の関税領域』とは、関税同盟の空間的範囲についてのみ述べているにすぎず、『領域』という語は、この場合、より一般的に当該制度の空間的適用範囲について述べているのみである」。ルテール教授がここで関税同盟を国際機構の事例として述べていることには、若干問題があるように思えるが、一

般に、国際機構には、その所在国との本部協

般に国際機構が国家領域に類似の領域をもたないという点に関しては、異論はないと思われる⁽¹⁸⁾。

(二)「領域」概念の一般的性格 「領域」は、本来、国家に固有の概念であり、国家領域 (le territoire de l'Etat) とは、当該国家がその主権的権能を行使し得る場所的範囲をいい、国境によって他の国家領域と隔てられている。国家領域に対する国家の主権的権能については様々な考え方がありと思われるが、一般に国家の領域権は、その領域という空間に存在する人 (personnes) と物 (objets) および状況 (situations) に対する支配権 (imperium) とその領域そのものを自由に使用し処分する権能 (dominium) に分けられる⁽¹⁹⁾。

(a) Imperium 国家は、一般にその領域に存在する人と物およびその領域に空間的に結びついた状況を支配する権能を有するが、この場合の権能は、規範的形式 (a forme normative) と実効的形式 (a forme operationnelle) の二つの形式に分かれる。規範的形式とは、国家領域という空間的範囲の中に存在する人・物・状況に対して法律や規則などの法規範を用いて支配権を及ぼす場合であり、実効的形式とは規範的形式の Imperium の

実施を確保するために用いられる物理的な強制力である。国家の Imperium は、その領域における人・物・状況に対して排他的かつ絶対的に行使されるが、場合によっては、条約あるいは国際慣行にもとづいて他国の権能が自国領域内で行使される場合も有り得る⁽²⁰⁾。

(b) Dominium 国家は、又、その領域そのものに対して、条約あるいは国際慣行による制約をのぞいて、自由にかつ排他的に使用し処分する権能を有する。かつては、ロシア帝国がアメリカ合衆国にアラスカを売却したように、国家領域の一部が金銭売買の対象とされた事例もあるが、国家は一般にその領域を自由に使用し、その領域に対して自由に土地制度を決定し、すべての土地を国有としたり、あるいは私的所有制度を認めたり、あるいは天然資源を自由に開発する裁量権を有する。天然資源の開発に関して自国民のみならず第三国もしくはその企業に開発に参加させたりまたは開発権の一部を移譲することも可能である。このような領域使用の国家の権能は、国際法上の制約を除けば、排他的なものである⁽²¹⁾。

きわめて概略的ではあるが、国家領域に対する一般的概念を以上のようなものとしてとらえておく。では、本

稿で問題とする「共同体領域」とはどのような性格のものか。

(三)「共同体領域」の法的性格 共同体領域とは、基本的には、ローマ条約をはじめとするヨーロッパ共同体法（EC法）の適用される場所的空間的範囲をいうが、ECの域内市場統合が完成すると、すでに指摘したとおり、これまでにない広い分野にわたって対内の一体性と対外の一体性が生まれることになり、ここにEC固有の「領域的」空間が生まれることになりはしないかというのが主たる問題点である。この点につき、*imperium*と*dominium*の両面から考えてみる。

(a) *Imperium* 的性格 *imperium*とは、すでに指摘したとおり、人・物・状況に対する支配権である。ECの地域的一体性の空間的範囲の中に、このような*imperium*的側面をある程度指摘しうるか否か。まず、物理的国境の除去にともない、EC全域における人と物資の移動に関して、各構成国の国内法に代わってEC法の統一的適用により規制がおこなわれる。これは、国境の検問所や税関におけるパスポートのコントロールや動植物の検疫、陸上輸送にともなう書類の点検、国ごとに異なる

る税率の国境における調整、さらには、すでに関税同盟が完成していることにともなう帰結としての域内関税の撤廃と数量制限をはじめとする非関税障壁の撤廃等に関するECレベルでの統一的な法規則の適用がおこなわれることを示す。⁽²²⁾次に、技術的国境を除去することにもない、これまで各構成国が個々的におこなってきた製品の規格基準、安全基準、環境保護基準、消費者保護基準などをECレベルでの統一の基準を設定することが必要となり、あるいは各構成国のそれぞれの基準を相互に承認する方式により、EC域内でのEC法を根拠とした基準の統一的な適用がはかられることになる。又、弁護士、建築士、医師、看護婦、助産婦等専門的職業資格の相互承認により、従来の労働者の自由移動に加えて、専門的職業のEC全域における開業の自由が徐々に認められるようになる。⁽²³⁾ECレベルにおけるEC統一会社法制定の動きもみられる。最後に、このたびの市場統合のプロセスの中でも難関といわれる財政的国境が除去されるに至ると、付加価値税や内国消費税等の間接税がECレベルで統一化されることになろう。⁽²⁴⁾その他、ローマ条約のわ

政策、共通の環境政策、共通の社会政策等がECレベルで統一的に実施されるに至るならば、EC構成国の国民の経済活動と日常の生活は、きわめて広範囲にわたってEC法の規律に直接に服するようになる。この点を、ECレベルにおける規範形式の *imperium* の発生とみることはできないであろうか。とくに、ここに適用されるEC法の基本的性格は、すでに明らかならず、⁽²⁵⁾ 構成国の国内法に優位して構成国の国民に直接的に適用されることを考えると、EC法の *imperium* 的性格はある程度、肯定し得るとおもわれる。

(b) *dominium* 的性格 現時点においてECレベルで *dominium* を論ずるのは時期尚早であるかもしれない。事実、このたびの域内市場統合計画においても、EC構成国の領域そのものにかかわるものは見当たらない。主要な目標である物理的国境の除去は、*imperium* 的側面にかかわるものであって、*dominium* 的側面にかかわるものではない。なぜなら、各構成国の領域そのものの使用についてはなんらかかわりをもたないからである。しかしながら、従来より行われている主要政策のなかには、若干、*dominium* 的性格をうかがわせるものがある。

たとえば、共通漁業政策である。⁽²⁶⁾ 共通漁業政策は、ECの他の政策と異なり、ローマ条約には明確な規定をもたない。しかし、共通農業政策の農業共同市場について規定したその三八条一項は次のように述べている。「共同市場は、農業及び農産物の貿易に及ぶ。農産物とは、土壌、牧畜及び漁業の産品並びにこれらの産品と直接関係のある第一次加工品をいう」。つまり、EC共通農業政策が漁業産品(水産品)をも対象としていることから、ローマ条約の三八条から四三条までがEC共通漁業政策の法的根拠とされている。⁽²⁷⁾ EC共通漁業政策が何故に *dominium* との関係で問題になるかといえば、漁業政策は、沿岸国の漁業管轄水域の設定やその水域における天然資源の開発に深いかかわりをもち、領域の使用と結び付くと考えられるからである。

ここでEC漁業政策の全体について詳細に検討することはできないが、その概要について述べると、EC委員会は、すでに一九六八年に理事会に対して漁業部門の構造に関する共通政策の設定と海産物市場についての共同機構の設置についての提案を行っている。これらの提案は、一九七〇年に「漁業部門の構造に関する共通政策を

設定する規則」と「海産物市場についての共同機構の設置に関する規則」という二つの理事会規則として採択され、一九七一年に発効している。⁽²⁸⁾とくに、前者は、この部門における構成国の政策の調整に関する具体的な措置とともに構成国の水域における漁業活動に関する共通の制度の設置を規定している。又、後者は、その主権下あるいは管轄下にある水域における漁業活動に関する制度は他の構成国との関係で取り扱いに差異があってはならないとし、さらに、構成国は、いずれかの構成国に所属しかつ「共同体領域において登録された」すべての漁船について、その主権下もしくは管轄下の水域での漁業および海底資源の開発に関する条件の平等を保証しなければならぬとしている。その後、各国が次々と二〇〇カイリの排他的経済水域を主張する新海洋法の動向に対応して、EC委員会は、一九七六年一〇月に理事会に対して「共同体資源」(des ressources communautaires)の保存と管理に関する新たなEC漁業規則の制定を提案した。理事会は、同年十一月ハグに会合し、構成国は一九七七年一月一日より北海と北大西洋の漁業水域を最大限二〇〇カイリまで延長する旨の決議を採択した。こ

の決議は、又、「共同体水域」(des eaux communautaires)における第三国の漁業活動はECと当該第三国間で締結される協定にもとづくとし、一方、EC構成国の漁船の第三国の水域における漁業活動もECと当該第三国との協定にもとづくとした。⁽²⁹⁾ただ、共通漁業政策に関する構成国間の合意は容易には達せられず、「共同体水域」における資源保護の問題もその後しばらくは放置されたままとなった。その後六年間の審議を経て一九八三年一月に至り三つの理事会規則が採択された。第一に、「漁業資源の保存と管理に関する共同体制度を設置する規則」(170/83)、第二に、漁業資源の保存に関するある種の技術的措置についての規則(171/83)、第三に、「総漁獲可能量・漁獲割り当て・漁獲条件の決定に関する規則」(172/83)である。⁽³⁰⁾ECの共通漁業政策は、現在に至るまで徐々に拡大しつつあるが、今のところはまだ、漁業にのみとどまり北海油田に関する審議を除けば海底鉱物資源の開発のレベルには至っていないようである。以上のような共通漁業政策の実施状況からECの *co-*
minimum 的性格を判断することは危険であろうが、少なくともその萌芽的なものの存在は指摘し得るのではない

か。imperium は dominium を前提とし、imperium 的
 性格が指摘できることから、事実推定則 (res ipsa lo-
 quatur) により潜在的な dominium 的性格が導かれるの
 ではないか。E C の域内市場統合をとうじてあるいは E
 C の共通漁業政策をとうじて「共同体領域」に対して適
 用される E C 法は、すでに述べたとおりその基本的性格
 として、各構成国の領域において直接的に適用され、か
 つ、各構成国の国内法に優位するものである。したがっ
 て、少なくとも規範的方式の観点から、imperium 面に
 おいてやや強く、dominium の面からはある程度の E C
 固有の領域的権限の存在あるいはその発生の可能性を指
 摘し得るのではないかと思われる。

では、「共同体領域」といわれるものについて、多少
 とも E C の領域的権限に近いもの存在あるいはその発
 生の可能性が指摘できるとすれば、このことは、E C 域
 内市場統合との関連でどのように理解されるか。

- (15) Doc. A/CONF. 129/15; texte reproduit in R. G. D.
 I. P. 1986. p. 516.
 (16) Doc. A/CN. 4/285, (English) p. 40.
 (17) 何故なら、純粋な関税同盟は、国家間の結合形態の1つ

であるとみなされるため、通常は、国家間の機能的な協力
 関係を目的とする国際機構のカテゴリーには分類されな
 いからである。ルテール自身は、経済的目的をもつ国際機構
 の分類の中に関税同盟も含めてゐる。P. Reuter, *Institu-
 tions internationales*, 4e ed. PUF 1963. p. 194. 同書に
 ルテールは、又、一方において連邦化への基本的な要因と
 して経済的統一化 (unification économique) をあげ、当
 然、この中に関税同盟も含めてゐる。したがって、彼にお
 いては、「かくして、国際機構は連邦への道を歩む (L-
 'Organization internationales suit ainsi les voies du
 fédéralisme)」と云う見解となるが、後に述べるとおり筆
 者はこの見解には与しない。Ibid., p. 193.

(18) この点との関連で、ルテールは、又、次のように述べ
 づゐる。「領域の概念が非常に抽象的になりつつあるので
 ある意味において国際機構はひとつの領域をまっとうし得
 るかもしれない。したがって、万国郵便連合 (U.P.U.) は
 同憲章によれば、『単一の郵便領域を形成する』。G.A.T.T.
 も同様である。E.E.C. の構成国の領域も、『単一の領域』
 を構成する。P. Reuter, *Droit international public*, 6e
 éd. PUF. 1983. p. 186. この見解を検討を要する。

(19) 国家領域と imperium と dominium の二つの観点
 を説明しづゐるものとして、次を参照。H. thierry, J.
 Combeau, S. Sur et C. Vallée, *Droit international
 public*, Edition Montchrestein-Paris 1986. pp. 262—266.

わが国の学界においても、この観点から国家領域の性格を説明するのは、ある程度一般化している。田畑茂二郎『国際法講義上(新版)』(昭和五七年、有信堂)、一四五一—四八頁。高野雄一『全訂新版・国際法概論上』(昭和六三年、弘文堂)二二五頁。山本草二『国際法』(昭和六〇年、有斐閣)二三〇頁。古くは、立作太郎博士の『*imperium* と *dominium* の語は用いられてこなかったが、この観点から領域権の性質を説明している。立博士はこうしては、*imperium* に対応するものとしては主権、*dominium* に対応するものとしては領土権が用いられている。立作太郎『平時国際法論』(昭和五年、日本評論社)、一六九—一七四頁。なお、ルテールは、とくに、連邦制との関連で領域権の物権的性格(『*Le droit de domaine public*, *op. cit.*, p. 186. Reuter, *Droit international public, op. cit.*, p. 186.

- (20) この点は、とくに、国際交通及び通信の分野において著しい。たとえば、条約にもとづいて自国領空の飛行を認めたり通信回路を開放したり、あるいは国際慣習法にもとづいて領海の無害通行を認めたりする場合である。外交特権も領域国の *imperium* に対する国際法上の制約である。
- (21) 土地制度に関しては、*dominium* だけではなく、*imperium* も作用する。Thierry et autres, *op. cit.*, p. 265. *imperium* と *dominium* の関係については、今少し議論を要する必要があるだろう。この点については、次を参照。H. Lauterpacht, *Private law and analogies of*

international law (With special reference to international arbitrations), Longmans-London, 1927, pp. 91—107.

- (22) EC 域内の商品の流通には、一九八八年一月一日からの統一行政書類 (le document administratif unique, DAU) が使用されている。Règlement 678/85/CEE du Conseil, du 18 février 1985, relatif à la simplification des formalités dans les échanges de marchandises à l'intérieur de la Communauté, JOCE n° L 79 du 21 mars 1985.

- (23) cf. Directive 82/891/CEE du Conseil, du 17 décembre 1982, fondée sur l'article 54, par. 3) du Traité et concernant les scissions des sociétés anonymes, JOCE N° L 378 du 31 décembre 1982, p. 47.

- (24) EC 域内市場統合の法時側面については、現段階における最新の分析については、次を参照。E. Gaillard, D. Carreau et W. L. Lee, *Le marché unique européen*. Pedone 1989.

- (25) 大谷良雄、前掲書、七四—一〇八頁参照。

- (26) EC 共通漁業政策に関する文献は、きわめて数が多い。以下に掲げるのはその一部である。D. Boos, "La politique commune de la pêche, quelques aspects juridiques", *R. M. C.* 1983, n 269, pp. 404—416. M. Bywater, "La mer européenne : patrimoine communautaire ou ressources côtières", *R. M. C.* 1976, n 201, pp. 487—492. R. R.

- Churchill, *EEC Fisheries Law*, Martinus Nijhoff 1987.
- F. Heister, "The legal position of the European Community with regard to the conservation of the living resources of the sea", *L. I. E. L.*, 1976, pp. 55—79. M. J. Holden, "Management of fishery resources: The EEC experience", *Experiences in the management of national fishing zone*, OECD, Paris, 1984, pp. 113—120. M. Leigh, *European integration and the common fisheries policy*, Bockenham, 1983. M. E. Martins Ribeiro, "Compétence communautaire et compétence nationale dans le secteur de la pêche", *C. D. E.* 1982, Vol. 18, pp. 144—185. R. Simonnet, "Competence of the EEC in the field of fisheries", *Report of the Expert Consultation on the condition of access to the fish resources of the EEZ*, *FAO Fisheries Report* No. 293, Rome, 1983, pp. 183—187.
- D. Vignes, "The problem of access to the EEC's fishing zone as cornerstone for the adoption of a common fishery policy", in C. L. Rozakis and C. A. Stephanou (eds.), *The New law of the sea*, Amsterdam, 1983, pp. 83—96.
- (27) R. R. Churchill, *op. cit.*, pp. 23—31.
- (28) Rég. 2141/70 et Rég. 2142/70. *J. O. C. E.* 6d. s. 1970 (II), pp. 703—707.
- (29) Commission des CE, *Onzième Rapport Général sur*

l'activité des CE, 1977, Bruxelles-Luxembourg, Février 1978, pp. 191—192.

- (30) Commission des CE, *Dix-septième Rapport Général sur l'activité des CE*, 1983, Bruxelles-Luxembourg, 1984, pp. 204-212.

四 「共同体領域」概念とECの国際機構的

位置づけ

従来の伝統的な国際機構の一般的定義からすれば、⁽¹⁾国際機構は固有の領域というものをもたない。又、国際機構に属する一般的私人も存在しない。したがって、国際機構は、国家のように、領域的権限を行使することはない。ECは、これまで、地域的経済的国際機構として位置づけられており、多少の特殊性は指摘されることはあっても、常に、従来の国際機構のわくの中でとらえられてきた。しかし、ECについては、これまでの考察から明らかとなり、これら三つの要素の存在が、未だ不完全な形にせよ、ある程度指摘し得ると思われる。つまり、「共同体領域」というものが存在し、ECの諸機関によって制定されたEC法が、部分的にせよ、構成国の一般

の国民(共同体市民、*les citoyens communautaires* と呼ばれる)⁽³³⁾の日常生活と経済活動に直接適用されこと、EC構成国の国民は、共通パスポートの発給からも伺えるようには全体としての一体性をもっていること、ECの諸機関は、(連邦)政府のような権力的な存在では決してないが、すでに述べたようにその制定するEC法が構成国の国内法に優位してその国民に直接に適用されることなどより、従来の国際機構にはみられないいくつかの「特殊性」が指摘される。ここに生じたECの「特殊性」と従来の国際機構の観念との矛盾をどのように理解すべきか。ECをより実体的に把握するために、ここで、ECの国際機構の性格を今一度検討しておく必要があるが、その前に、国家の協力関係の方式はどのように類型化されるかについて簡単に述べておく。

(一) 国家協力関係の類型 まず、国際関係における国家の協力関係は、大きく同盟結合型と機能協力型の二つの分けられると思う。

(a) 同盟結合型 同盟結合型による国家の協力関係は、歴史上最も早く登場し、最初は攻守同盟など軍事及び政治同盟の方式でのみみられることが多かったが、一九世

紀に至ると関税同盟など経済的性格の同盟関係も現れるようになった。同盟関係の基本的性格は、非軍事的なものであっても、外部に対抗するために内部的に結束するという側面がある。たとえば、関税同盟の場合には、域内の関税を撤廃し、対外的には共通の関税を設定する。関税同盟の形成は、加盟国間の貿易障壁の撤廃を通じて、域内での最適分業(適地適産)を助長し、域内貿易を拡大することを目標として、通常、関係諸国間にある程度の政治的友好関係が存在することが前提とされ、その形成の結果として政治関係が一層強化され、かつて、ドイツ関税同盟(*Deutscher Zollverein*)がドイツ帝国となつたように、単一国家(連合国家=連邦、*Erat fédéral*)へと発展する場合もあり得る。関税同盟から連合国家(連邦)へ到達するその前段階に位置づけられるのが国家連合(*confédération*)である。次に、国家連合の基本的性格について要約しておく。

(イ) 国家連合(*confédération*) 国家連合とは、複数の国家が条約にもとづいて、本来はそれぞれの国家に属する重要事項(*les affaires communes*)を共同に処理するために、共通の機関(*les organes communs*)を設置

し、その機関に一定の実質的権限を付与する国家の結合関係をいう。⁽³⁴⁾ この共通の重要事項は、軍事政治経済にかかわることが多く、当初は限定されていても結合の度合に応じて徐々に対象範囲が拡大される傾向がある。その結果、構成国家の本来の権限領域と連合の機関の権限領域との間に重層 (superposition) といわれる関係がみられるようになるが、条約で委任された範囲内では連合の機関の権限が各個性国家の権限に優越する。そして、歴史的にみれば国家連合は連邦の形成の前段階となることが多い。しかし、国家連合は、連邦とは異なりそれ自体が新しい国際法主体 (国家) となるのではなく、連合を構成する各構成国家は対外的権能を保持し、その相互間の関係は国際法上の関係であるとされる。連合条約によって一定範囲の外交関係を処理する権限を認められている場合でも、その他の範囲では各構成国家が外交関係を維持する。歴史的な事例としては、合衆国となる以前の一七八一年から八七年までのアメリカ連合、ドイツ帝国成立以前の二八一年から二六六年までのドイツ連合、一八一五年から四八年までのスイス連合などがある。

(ロ) 連合国家 (連邦、Erat federal) 連合国家は、国

家連合よりも緊密な国家結合の方式であり、両者の基本的な相違点は、連合国家において対外的権能が独占され、構成国家は国際法上の主体性を喪失することである。連合国家は、独自の憲法 (連邦憲法) にもとづき統一法 (連邦法) を制定し連合国家自体の統治機構を樹立する。対外的には国防・外交・通商・関税その他の分野における重要な権能を掌握し、対内的には連邦予算や統一通貨を定め、連邦構成国の国民には統一的な国籍を付与する。⁽³⁵⁾ ソ連邦を構成する白ロシアやウクライナのように、構成国家が部分的に対外的権能を保持する場合もある。同盟関係が必然的に連合国家を経て国家連合に発展するわけではなく、又、国家連合 (連邦) の体制をとる国家がすべてこの発展のプロセスを経過したわけでもないが、同盟関係、国家連合、連合国家は一応同一線上の発展形態と考えられる。

(b) 機能協力型関係 これは、多数国間に及ぶ場合は、いわゆる国際機構 (国際組織) の方式よる国家間の組織的な協力関係であり、一九世紀後半以降の国際関係の緊密化にともない、頻繁に開催される国際会議を契機として国際事務局や国際行政連合の形態を経て、二十世

紀にいたりるとくに第二次大戦以後、種々の分野で大きな展開をみせている。国際連合によって代表される現在の国際機構は、その目的や機能あるいは構成国の範囲さらには付与されている権限の強弱によって様々に分類されるが、基本的には、国家主権の存在を大前提としてこれを侵害しない範囲内で、一定の事項について複数の国家の利害関係を調整するために常設的機関（事務局、総会、理事会、場合によっては裁判所）を設置して相互に協力する政府間の機能的な組織であり、同盟結合型の協力関係のように、本来は、国家間の結合・合併を目的としないことを特徴とする。したがって、国際機構はその固有の領域や一般の市民をもたず、国家の権限に代わる権限、たとえば、構成国に代わって対外的権能や領域的権能を行使することはない。

以上のように国家間の協力関係は大きく二つの類型に分けられるが、従来より両者は異質のものとして峻別されている。

(一) ECの機構的位置づけ・ECはその基礎を関税同盟においていることからわかるとおり、又、今日に至るまでの統合の経過からもわかるとおり、本来は同盟

型の国家結合関係であり、構成国家間の結合関係を運営する手段として「国際機構の方式」を用いたいわば両者の混合型の国家関係であると考えられる。すでにみたとおり、ECは、「共同体領域」の「共同体市民」に対して「共同体法」(EC法)が適用され対外的に對抗性(opposabilité)をもつ一つの国際的な実体であり、機能協力型の従来の国際機構とは本質的に性格を異にしている⁽³⁶⁾。そして、一九九二年末に域内市場の統合が完成すれば、部分的かつ不完全ながらも国家連合(confederation)に近い段階に到達するものと考えられる⁽³⁷⁾。このように同盟結合型と機能協力型の両者が混合した事例としては、最も類似性の高いものとしてベネルクス関税同盟(経済同盟)があり、やや類似性がある同一線上のプリミティブな形態とみなしうるものとしては、カリブ共同体(CARICOM)、東アフリカ共同体(EAC)、西アフリカ諸国経済共同体(ECCWA)等があげられるが、統合化の動きはさほど活発ではない。このうちベネルクス関税(経済)同盟は、その後、ECの中に発展的に吸収⁽³⁸⁾されている。

以上のようにみると、国家間の組織的な協力関係は、

従来のように二つの類型ではなく、三つの類型に分けて考えるのが適当と思われる。第一は、古典的な同盟型の協力関係であり、最終的な発展形態は連合国家（連邦）である。第二は、機能協力型であり、通常、国際機構あるいは国際組織とよばれているもので、国家間の機能的協力を目的とするが、国家間の結合関係は目的とせず、国家連合や連合国家へと発展することはない。第三は、前二者の混合型で「共同体型」ともよびうるものであり、外観上は第二の国際機構と同一のようにみえるが、実体は第一の類型に近く、最終的には国家連合や連合国家へと発展する可能性をもつものである。ECはこの第三の類型に属するものと考えられる。この形態に属するものでも他の事例のように初期的名段階でとどまる場合も多い。ルテール教授に代表される従来の考え方では、第一の類型と第二の類型は一応峻別してとらえているが、第二と第三の類型は同一のものとしてとらえ、「国際機構と連邦制は同一線上にあり両者の間には区切がない」としたが、このようにとらえると、国際機構論上、多少の混乱が生ずることになる。第二の機能協力型と第三の「共同体」型は、関税同盟を基礎として国家結合に結び

つくか否かで明確に分けられなければならないものと考えられる。さもなくば、ECの基本的性格や市場統合の今後の行方を見誤ることになるだろう。

(31) 従来国際機構の定義・概念については、高野雄一『国際組織法（新版）』（昭和五〇年、有斐閣）、一—八頁参照。

(32) Premier rapport du Comité ad hoc "Europe des citoyens", adressé au Conseil européen de Bruxelles (29 — 30 mars 1985), *CE, suppl.* 7/85, n. 2.

(33) 市場統合のスケジュールを実施に移すための手段として、EC立法のうちの「命令」(directive)が多く用いられているため、その直接的効力については議論の余地も生ずる。

(34) P. Reuter, *Institutions internationales, op. cit.*, pp. 154—162. なお、金井英隆「国家連合」国際法辞典（国際法学会編、昭和五〇年、鹿島出版会）二七三頁参照。

(35) P. Reuter, *op. cit.*, pp. 162—165. なお、岩淵節雄「連邦」国際法辞典、七一〇頁参照。なお、国家の結合関係、国家連合、連合国家については、次を参照。P. Reuter et J. Combacou, *Institutions et relations internationales*, PUF, 1982, pp. 118—131. P. Posatore, *Cours d'institutions internationales. Introduction au droit international et aux organisations internationales*. 2^e éme éd. T. 1,

PUL, 1978, pp. 132—142.

(36) たとえば、構成国は通商関係における対外的権能をすでにECへ委譲している。大谷良雄、前掲書、二九—四七頁参照。

(37) ルテールも、すでに、ECは国家連合に近い段階に到達していると考えているようである。P. Reuter et J. Combacou, *op. cit.*, pp. 128—131. 又、「域内市場統合白書」や「単一欧州議定書」が採択される以前に準備されたが、現在まだ採択されるに至っていない「欧州同盟条約草案」では、ほぼ国家連合といえる内容のものとなっている。cf. Fr. Capotorti, M. Hill, Fr. Jacobs, et J.—P. Jacqué, *Le traité d'Union européenne*, Bruxelles, 1985.

(38) これらの機構については、次を参照。P. J. G. Kapteyn & others ed., *International organization and integration*, vol. II, B—II, J. Martinus Nijhoff, 1983.

五 結語

本稿においては、一九九二年末に完成が予定されるECの域内市場統合の結果として導かれる「領域性」を手掛かりとして、ECの国際機構的位置づけについて検討した。しかし、時間的紙数的制約によりここでは基本的なアイデアを提示するにとどめた。基本的な論点の検証や論証は、今後の問題として残される。とくに、「共同体領域」概念のより詳細な分析とこれに *imperium* と *dominium* の理論を導入することについては、さらに厳密な議論が必要とされよう。いずれもEC市場統合の経過をにらみつつ今後の課題としたい。

(一橋大学教授)